



—事業者による不当行為をなくすための—

## 無料電話相談会のお知らせ

# 「これって、おかしくない？」



インターネットで健康食品をお試しで買ったつもりなのに、何回も届く定期購入契約だった…



アパートから引っ越した後、大家から、家具による床のへこみの修理代などを請求された…

1年以上先の晴れ着レンタル。契約して2日後に解約したら、キャンセル料で20%請求された…

事業者による不当行為で悩んでおられる方のために、**弁護士による無料の電話相談会**を実施します。「これって、おかしくない？」と感じられたら、お気軽にご相談下さい。被害救済の方策についても相談可能です。

日 時 2018年1月27日(土) 午前10時～午後4時まで

相談方法 電話相談(予約不要)

相談料 無料(通話料は相談者の方のご負担となります)

電話番号 025-283-2900(当日限り)

※「NPO法人消費生活ネットワーク新潟」では、消費者のみなさまからの情報をもとに、事業者に対し、不当な勧誘行為、不当な契約条項の使用、不当な広告や表示等をやめるよう、申し入れる活動を行っています。

【お問合せ】NPO法人消費生活ネットワーク新潟事務局

新潟県新潟市中央区新光町6番地6(新潟県生協連内) 電話:025-285-8916